

論文審査の結果の要旨

氏名 安川 聡

本論文は全8章から構成されている。第1章は「序論」であり、第2章から第4章においては、それぞれ、「日本における審査官前方引用件数の有用性の検証」、「日米における審査官の引用傾向の比較分析」、「米国における審査官前方引用件数の有用性の検証」について、分析の背景、分析方法、分析結果等が示されると共に、それぞれの観点に関する考察も記載されている。そして、第5章には「総括」が示され、第6章には分析方法の詳細や、各種の分析データを含めた「付属資料」、第7章には「論文」、第8章には「参考文献」が記載されている。

第1章においては、「序論」として、本論文の前提となる「特許引用情報」や「前方引用件数」等の用語の解説に加え、それらに関する先行研究が紹介されている。特に、近年の報告からは「審査官前方引用件数」の重要性が示唆されることや、現段階では、日米いずれの国においても、「審査官前方引用件数」に関する知見が十分に得られていないことなどが具体的な理由と共に述べられており、論文提出者が「審査官前方引用件数」に着目した理由を明確に把握できる。

第2章においては、日本における審査官前方引用件数の有用性が検証されている。従来、「前方引用件数」が有用であることを検証した報告が多数存在している一方、「前方引用件数」の有用性について疑問を呈する報告が少なからず存在していたところ、本章においては、特許が成立していない出願をも分析対象に加え、特許出願段階における出願人の自己選択結果を指標とするアプローチを採用し、複数の観点からの多面的な分析を行うことにより、特許出願段階における出願人による自己選択結果と、審査官前方引用件数とが相関していることを実証的に検証している。これまで、特許出願段階の出願人の自己選択結果を指標として、審査官前方引用件数の有用性を検証した研究はなく、特に、審査官前方引用件数と特許出願段階の出願人の自己選択結果との直接的な関係を、多面的な観点から分析した研究は知られていなかったことから、本章における分析は、先行研究に対して新規性を有していると判断できる。

第3章においては、日本の審査官は実質的に公開公報のみを引用し、特許公報を引用しないのに対し、米国審査官は公開公報のみならず特許公報も少なからず引用するという、日米における審査官の引用傾向の相違を確認している。また、そのような引用傾向の相違の原因として、米国において、特許公報と公開公報の引用傾向が審査官によって大きく異なっていることを検証しており、特に、公開優先引用審査官（公開公報を優先的に引用する審査官）のみならず、特許優先引用審査官（公開公報をほとんど引用せず、

特許公報を特に優先して引用する審査官) が実際に存在することを証明している。これまで、日米における審査官の引用傾向が相違することは知られていたが、その原因を明確に検証した研究は知られていなかった。特に、米国において、上述したような特許優先引用審査官が存在することはこれまで想定されておらず、本章において、実際にそのような審査官が存在することを証明したことは高く評価できる。

第4章においては、上述した日米における審査官の引用傾向の相違に起因して、米国の審査官前方引用件数において2種類のバイアスが生じていることを検証している。一つが加算バイアス(特許が成立した出願グループの方が、公開公報+特許公報の審査官前方引用件数の値が増加する)であり、もう一つが置換バイアス(特許が成立した出願グループの方が、公開公報の審査官前方引用件数が減少する)である。これらのようなバイアスの存在はこれまで知られておらず、本研究において初めて検証されたものであり、先行研究に対して明確な新規性を有している。

第5章においては、第2章から第4章における分析によって得られた成果を総括している。また、本研究において用いた分析方法に関して限界が存在していることを述べるとともに、そのような限界が本研究の結論に与える影響についても記載している。

本研究では「審査官前方引用件数」に着目し、第2章から第4章のそれぞれにおいて異なる観点から分析を行っているが、いずれの章においても、先行研究に対して新規性を有する結果が得られている。そして、審査委員との質疑応答を経て実施した修正を含め、分析結果から導かれる結論の範囲、学術研究としての達成事項の整理、及び結論に対する本研究の限界の記載についても、妥当であると判断できる。

なお、本論文の第2章から第4章における分析は、加納信吾との共同研究であるが、論文提出者が主体となって分析及び検証を行ったものであり、論文提出者の寄与が十分であると判断する。

したがって、博士(科学)の学位を授与できると認める。

以上1, 966字